

教育・保育施設等

保育園と幼稚園と認定こども園等の違い

小学校にあがる前の子どもが通うところというと、大抵の方は「保育園か幼稚園」を思い浮かべると思います。ところが「保育園と幼稚園ってどこが違うの?」ということになると、意外とみなさんの中で知られていない部分が多いのではないのでしょうか?ここではまず、保育園と幼稚園に、認定こども園や地域型保育事業といった最近新しくできた区分の施設を加えて、特徴や違いをまとめましたので、下の表をご覧ください。

区 分	幼稚園		認定こども園		保育園	地域型 保育事業
	新制度に 移行しない園	新制度移行園	幼稚園機能	保育園機能		
目 的	小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う学校		教育と保育を一体的に行う施設		就労などのため家庭で保育のできない保 護者に代わって保育する施設（養護及び 教育を一体的に行う）	
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ●午後2時ぐらいまでの教育時間のほ か、ほとんどの園で、教育時間の前後 に預かり保育を実施 ●保護者の就労の有無などにかかわら ず、利用可能 		<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ 持ち、地域の子育て支援を行う施設 ●保護者が働かなくなったなど、就労状 況が変わった場合も、継続して利用可 能（3歳～5歳児） 		<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労等にあわせて夕方までの 保育のほかに、ほとんどの保育園で延 長保育を実施 ●利用できる保護者は、共働き世帯な ど、家庭で保育のできない人 	
対象年齢	満3～5歳児			0歳～5歳児		0歳～2歳児
学 区	なし					
利用時間	4時間を基準に各園で定める教育時間 (預かり保育あり)			教育・保育給付認定（P35）により利用できる時間が決まっ てきます。 ●保育標準時間 最長11時間まで利用可能 ●保育短時間 最長8時間まで利用可能		
休 み	土曜(園によって異なる)・日曜・国民の祝日・ 夏・冬・春に長期休日あり			日曜・国民の祝日・年末年始など		
保育料※	各園が独自に設定		市が設定した保育料 (前年度及び当年度分の市町村民税所得割課税額等により決定)			
利用選考	各園が選考	受入可能人数を上回る希望があった場合 は、各園が選考		受入可能人数を上回る希望があった場合は、保育の必要度 に応じて市が基準に基づき利用調整		

※保育料については40ページをご覧ください。

問合せ先 保育・幼稚園課 ☎026-224-8031

教育・保育給付認定

幼稚園^{※1}、認定こども園、保育園などの施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。次の3つの認定区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。実際の手続きは、各施設への利用申し込みと同時に認定の申請をしていただきます。

※1 子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園

認定の種類

お子さんの年齢と保育の必要性に応じて3種類の認定があります。

認定の種類によって、利用できる施設が異なります。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となるお子さん	満3歳～5歳で、教育を受ける子 (保護者の就労等の要件はありません。)	満3歳～5歳で、保護者の就労等により保育を必要とする子	0歳～2歳で、保護者の就労等により保育を必要とする子
利用できる主な施設	子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園(教育利用)	保育園、認定こども園(保育利用)	保育園、認定こども園(保育利用) 地域型保育事業
施設等の利用時間区分	教育標準時間認定 (4時間程度の教育時間)	2号・3号認定では、保護者の就労時間等によって、施設を利用できる時間が2種類に区分されます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 保育標準時間認定 1日11時間まで利用可能 (就労の場合、月120時間以上勤務) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 保育短時間認定 1日8時間まで利用可能 (就労の場合、月64時間以上勤務) </div>	

保育を必要とする理由

保育園や認定こども園(保育利用)等を希望する場合は、保護者(両親)の双方が次のいずれかの「保育を必要とする理由」に該当することが必要です。

- ① 就労
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他市長が認める理由



認定区分と利用できる施設

保護者（両親）の状況が、次のいずれかに当てはまりますか？

保育を必要とする理由

- 就労 ● 妊娠出産 ● 保護者の疾病・障害 ● 同居親族の介護・看護
- 災害復旧 ● 求職活動 ● 就学 ● その他市長が認める理由



いいえ

はい

お子さんは3歳以上ですか？ ※1

お子さんは3歳以上ですか？ ※1

いいえ

はい

はい

いいえ

認定の必要は
ありません ※2

1号認定
(教育認定)

2号認定
(保育認定) ※3

3号認定
(保育認定)

認定区分

施設
利用できる

幼稚園
※4

認定
こども園

保育園

認定
こども園

地域型
保育事業

- ※1 年齢の基準日は、預けたい年度の4月1日です。
- ※2 必要に応じて、一時預かりなどの利用ができます。18ページを参照してください。
- ※3 2号認定に該当する場合であっても、幼稚園を利用できます。
- ※4 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園もあります。

幼稚園と認定こども園(教育利用)の入園手続き

利用手続きについて

- 〈申し込み期間〉 ① 4月から利用……………例年、前年10月途中から始まります。
 ② 年度途中から利用……………各施設に直接お問い合わせください。

〈申し込み先〉 利用を希望する施設

〈提出書類〉 各施設で配布

- 給付認定申請書、マイナンバー記入用紙、その他施設指定の書類
 →詳しくは、利用を希望する施設に確認してください。

保育園と認定こども園(保育利用)等の入園手続き

利用手続きについて

- 〈申し込み期間〉 ① 4月から利用……………例年、前年10月途中から11月上旬まで
 ② 年度途中から利用……………令和5年度は次のとおりです。

入所希望月	申し込み期間	利用調整基準日	入所決定予定日
5月入所	令和5年(2023年) 3月27日(月)～4月5日(水)	4月10日(月)	4月17日(月)以降
6月入所	// 4月25日(火)～5月8日(月)	5月10日(水)	5月15日(月)以降
7月入所	// 5月25日(木)～6月5日(月)	6月12日(月)	6月15日(木)以降
8月入所	// 6月26日(月)～7月5日(水)	7月10日(月)	7月18日(火)以降
9月入所	// 7月25日(火)～8月7日(月)	8月10日(木)	8月15日(火)以降
10月入所	// 8月25日(金)～9月5日(火)	9月11日(月)	9月15日(金)以降
11月入所	// 9月25日(月)～10月5日(木)	10月10日(火)	10月16日(月)以降
12月入所	// 10月25日(水)～11月6日(月)	11月10日(金)	11月15日(水)以降
1～3月入所	// 11月27日(月)～12月5日(火)	12月11日(月)	12月15日(金)以降

〈申し込み先〉 利用を希望する第一希望の施設

※各月の申し込み期間初日以降に市ホームページにて空き状況を公開しますので、希望施設が募集していることを確認してから申し込みください。

〈提出書類〉 保育・幼稚園課、各施設で配布

- 給付認定申請書兼利用申込書、保育を必要とする理由を証明する書類、重要事項チェックシート、マイナンバー記入用紙
- その他、各年度に発行する「利用のご案内(保育利用版)」をご覧ください。

親子で体を動かして 体カアップ!

親子散歩は
体カアップの
一番近道です



親子で楽しむ年齢別運動遊び!

やりすぎにはご注意ください

ひっぱりっこ

(0~1歳)

子どもが手を伸ばしてタオルをつかんだら、親子でひっぱりっこします。

すべり台

(1~2歳)

親は膝を曲げて座り、子どもは膝のてっぺんから足先に向かって滑ります。

ギッタン バッコン

(2~3歳)

親子で向かい合い足の裏を合わせて座ります。手をつなぎ、「ギッタン バッコン♪」と言いながら体を前後に傾けます。

親子竹馬

(3歳~)

親の両足に子どもが乗ります。つないでいる両手でバランスをとりながら、二人三脚のように前進します。

手押し車

(4歳~)

腹筋や背筋、腕力を使うダイナミックな運動です。持っている足の高さを低くすると、少し歩きやすくなります。

雑巾がけ

(4歳~)

雑巾がけは全身を使う運動です。お手伝いしながら、筋力がアップし、おうちもピカピカになって一石二鳥です。

健やかに 楽しく 子育て



保育コーディネーター

保育コーディネーターをご存知ですか？

保育コーディネーターは、保育を必要とする保護者の専門の相談員です。子育て中の保護者を応援するため、保護者のご希望やご家庭の様子などをお伺いしながら、保育施設のご案内や個別のニーズ状況に合った様々な保育サービスなどの情報をわかりやすくご案内します。また、保護者の一人ひとりに寄り添って一緒に考えます。

相談内容

- 保育園と幼稚園の違い
- 保育サービスはどんなものがあるのかしら…
- 保育施設の入園の方法
- 保育施設の入園の選考方法
- 週に1～2回位預かってほしいとき
- 保育園に申し込んだけど入園できなかった
- 保育施設で医療ケアは受けられるのかしら…



利用方法

保育コーディネーターは外出して不在の場合があります。事前にお電話（026-224-7349）でご予約下さい。

● 相談日時

月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日を除く）

午前9時から午前11時まで

午後1時30分から午後4時30分まで

※相談時間は約1時間以内を予定しています。

● 場所

市役所第二庁舎2階 保育・幼稚園課

入園の申込方法や各保育施設の基本情報につきましては、保育コーディネーターのご予約がなくても、保育・幼稚園課の職員が随時対応させていただきます。



親子関係スキルアップ講座

子どもがいう事をきかないとイライラして怒ってしまい、後で後悔したことはありませんか？この講座ではペアレント・トレーニングの支援方法を基に子育てや親子関係のコツを学びます。

- 観察上手になろう
- ほめ上手になろう
- 伝え上手になろう
- 聞き上手になろう

詳しくは広報ながの・ホームページで随時お知らせします。

問合せ先 **こども総合支援センター** ☎026-224-7849

令和5年度保育料基準額表

● 1号認定（幼稚園、認定こども園）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)
階層区分	定義	無償
A	生活保護世帯	
B	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	
C	77,100円以下の世帯	
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	
E	211,201円以上の世帯	

多子カウント
年齢制限なし

多子カウント年齢制限あり
(小学校3年生以下)

● 2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)						
階層区分	定義	3歳以上児	3歳未満児			3歳未満児		
			保育標準時間			保育短時間		
			1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	無償	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満		9,900	4,950	0	9,900	4,950	0
D1	48,600円以上60,000円未満		14,200	7,100	0	14,000	7,000	0
D2	60,000円以上76,000円未満		19,400	9,700	0	19,100	9,550	0
D3	76,000円以上97,000円未満		24,500	12,250	0	24,100	12,050	0
D4	97,000円以上123,000円未満		31,500	15,750	0	31,000	15,500	0
D5	123,000円以上148,000円未満		40,500	20,250	0	39,800	19,900	0
D6	148,000円以上169,000円未満		44,000	22,000	0	43,300	21,650	0
D7	169,000円以上219,000円未満		50,500	25,250	0	49,700	24,850	0
D8	219,000円以上265,000円未満		53,600	26,800	0	52,700	26,350	0
D9	265,000円以上301,000円未満	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	
D10	301,000円以上397,000円未満	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	
D11	397,000円以上	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	

多子カウント
年齢制限なし

57,700円未満
57,700円以上
(小学校就学前)
多子カウント年齢制限あり

● ひとり親世帯等の保育料（市民税額77,100円以下の場合）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)						
階層区分	定義	3歳以上児	3歳未満児			3歳未満児		
			保育標準時間			保育短時間		
			1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯	無償	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満		1,800	0	0	1,800	0	0
D1	48,600円以上60,000円未満		1,800	0	0	1,800	0	0
D2	60,000円以上76,000円未満		1,800	0	0	1,800	0	0
D3の一部	76,000円以上77,100円未満		1,800	0	0	1,800	0	0

多子カウント年齢制限なし



※ひとり親世帯等には、在宅障害児（者）と同居の世帯を含みます。

※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

〈対象〉 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業などに在園している第3子以降のお子さん

〈軽減額〉 ①市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。

②市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額最高6,000円の軽減となります。

※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

※認可外保育施設等をご利用の方は、保育・幼稚園課までお問い合わせください。

副食費の徴収免除対象者について

次のいずれかに該当する3歳児から5歳児のおさんは、副食費が徴収免除となります。免除対象となる世帯には、保育料決定通知書に徴収免除対象である旨を併せてご通知します。

・年収360万円未満相当世帯のお子さん（市町村民税所得割課税額が、1号認定子どもは77,100円以下、2号認定子どもは57,700円未満（ひとり親世帯等は77,100円以下））

・（所得階層にかかわらず）第3子以降*のお子さん

※きょうだいの数え方については、認定区分ごとに上記「保育料基準額表」の市町村民税所得割課税額により異なります。

幼児教育・保育の無償化

無償化の対象について

幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのお子さん、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのお子さんの利用料が無償となりました。

給付認定について

無償化の給付を受けるためには給付認定が必要になります。すでに保育所や認定こども園などを利用しているおさんは、1号から3号認定（教育・保育給付認定）を受けていますので、基本の保育料についての手続きは必要ありません。幼稚園や認定こども園（1号認定）の預かり保育の利用料や認可外保育施設等*の利用料について無償化の給付を受けるためには新1号から新3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。詳しくは、保育・幼稚園課までお問い合わせください。

※認可外保育施設（事業所内保育施設、ベビーシッターを含む）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業をいいます。

幼児教育・保育の無償化の内容

3歳～5歳児クラス

保育に必要性の認定事由に該当するお子さん

- 共働き家庭
- シングルで働いている家庭など



利用

幼稚園、保育園、認定こども園、障害児通園施設（※）

無償
（幼稚園は2.57万円まで）

利用

幼稚園の預かり保育

幼稚園保育料の無償化
（月2.57万円までに加え、）
月1.13万円（月3.7万円との差額）まで無償

利用
（複数利用）

認可外保育施設、ベビーシッターなど（一般的にいう認可外保育施設、自治体の認証保育施設など）

月3.7万円まで無償

複数利用

幼稚園、保育園、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償
（幼稚園は2.57万円まで）

3歳～5歳児クラス

上記以外

- 専業主婦（夫）家庭など



利用

幼稚園、認定こども園、障害児通園施設

無償
（幼稚園は2.57万円まで）

複数利用

幼稚園、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償
（幼稚園は2.57万円まで）

（注1）

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要です。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児クラスについても上記と同様の考え方により、月4.2万円まで無償となります。

（※）地域型保育事業も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。